

唐津市建設工事総合評価落札方式特別簡易型試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、唐津市が発注する建設工事（以下「工事」という。）において試行的に実施する総合評価落札方式特別簡易型（以下「特別簡易型」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、特別簡易型とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする総合評価落札方式のうち、技術的な工夫の余地が小さく、企業の施工能力及び配置予定技術者の能力等並びに価格を総合的に評価する方法をいう。

(対象工事の選定)

第3条 特別簡易型は、総合評価落札方式により施工することが適当であると判断される工事の中から選定するものとする。

(学識経験者の意見聴取)

第4条 市長は、特別簡易型を行う場合において、落札者決定基準を定めようとするときは、対象工事ごとに、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

2 市長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

(入札公告等への記載事項)

第5条 特別簡易型により入札を行う場合は、入札公告等に次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 特別簡易型による入札であること。

(2) 落札者決定基準

(3) 次条に規定する企業及び技術者の資料に関すること。

(企業及び技術者の資料)

第6条 入札参加者（一般競争入札における入札参加を希望する者を含む。以下同じ。）は、企業及び技術者の資料（以下「資料」という。）を提出しなければならない。

2 資料については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 作成等に要する費用は、入札参加者の負担とする。

(2) 返却及び公表は行わないものとする。

(3) 提出後における修正及び再提出は認めないものとする。

3 資料の全部若しくは一部が未提出のとき、又は資料の記載事項が事実と相違すると認められるときは、当該不備に係る評価項目の評価点を加算しないものとする。

4 資料の作成方法等については、別に定めるものとする。

(落札者の決定方法)

第7条 特別簡易型による落札者の決定方法は、次のとおりとする。

(1) 基礎点に技術評価基準における評価項目ごとの評価点の合計点である加算点を加えたもの（以下「技術評価点」という。）を当該入札参加者の入札価格（消費税及び地方消費税相当額を除いた価格をいう。以下同じ。）で除す次式で得られた評価値をもって行うものとする。この場合において、基礎点は100点とし、技術評価基準及び加算点は対象工事ごとに、落札者決定基準により定めるものとする。

技術評価点＝基礎点＋加算点

評価値＝技術評価点÷入札価格×10,000,000（小数点以下6桁目を切捨て）

(2) 落札者は、入札価格が予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除いた価格をいう。以下同じ。）の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、評価値が最も高い者とする。ただし、評価値が基礎点を予定価格で除した数値に対して下回った場合は、この限りでない。

(3) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

(結果の公表)

第8条 市長は、落札者を決定したときは、唐津市入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表要領（平成17年庁達第13号）によるもののほか、評価値を速やかに公表するものとする。

(落札者として選定されなかった理由の説明)

第9条 入札参加者で落札者とならなかった者は、落札者の公表を行った日の翌日から起算して5日（唐津市の休日を定める条例（平成17年条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。）以内に、市長に対し落札者として選定されなかった理由の説明を求めることができるものとする。ただし、説明を求めた入札参加者以外の者の審査内容等の説明は求めることができないものとする。

2 市長は、前項の説明を求められたときは、速やかに回答するものとする。

(技術評価内容の確保)

第10条 市長は、契約締結後、落札者が提出した資料等に関し、虚偽記載等悪質な行為が判明した場合は、契約の解除を行うとともに、唐津市建設工事請負契約及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成17年庁達第11号）の規定に基づき指名停止等の措置を講じるものとする。

(秘密の保持)

第11条 第8条の規定により公表するものを除き、第6条の規定に基づき入札参加者から提出された資料等は公表しないものとする。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年6月18日から施行する。